

## ⑫ 皆さんの意見をお聞かせください ～パブリック・コメント手続き制度～

次の案件について、パブリック・コメントを行います。「パブリック・コメント手続き制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させる制度です。実施期間中は、市公式ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で案を閲覧できます(市ホームページ⇒「パブリック・コメント」で検索)。

皆さんのご意見、ご提案をお聞かせください。

**案件名** 笠間市国民健康保険保健事業総合計画(案)

**問・提出先** 保険年金課(内線 139) 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1

FAX 0296-78-0692 メール info@city.kasama.lg.jp

### 案の趣旨

「笠間市国民健康保険第2期データヘルス計画」および「笠間市特定健康診査等第3期実施計画」の両計画の計画期間が令和5年度末に終了することから、新たな時代のニーズに応え、市民の更なる健康増進を目指すために、「笠間市国民健康保険保健事業総合計画」として「笠間市国民健康保険第3期データヘルス計画」および「笠間市特定健康診査等第4期実施計画」を一体的に策定するものです。

**意見募集期間** 12月28日(木)～令和6年1月16日(火)

**案件名** 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部改正(案)

**問・提出先** 企業誘致・移住推進課(内線 592) 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1

FAX 0296-77-1324 メール info@city.kasama.lg.jp

### 案の趣旨

市町村長が、管理不全空家等を指導した場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当となることを防止するために、必要かつ具体的な措置について勧告することができることとなりました。

また、条項号の番号ずれが生じていることから、影響する条例の整備を行うものです。

**意見募集期間** 12月28日(木)～令和6年1月19日(金)

**意見の提出方法** 窓口で直接または郵便、FAX、メールで提出してください(書式自由)。

※いただいたご意見は、市から回答するとともに市ホームページに掲載します。

## ⑬ 茨城シニアマスターに登録しませんか

**問** 登録について：(福)茨城県社会福祉協議会 茨城わくわくセンター TEL 029-243-8989

制度について：県 長寿福祉課 TEL 029-301-3326

県では、豊富な知識、経験、技能を持つ概ね60歳以上の方を「茨城シニアマスター」として登録し、学校や福祉施設、公民館での催し等に派遣しています。

皆さんも「茨城シニアマスター」に登録して、長年培った知識や技術等を地域のために活用してみませんか。詳しくはお問い合わせください。